

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）骨子案

令和 7 年 12 月
人権・男女共同参画課

（下線部は、「骨子素案」からの変更箇所）

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」

下線部は、10月20日に示した
骨子素案からの変更点
ただし、第3章第2節は全て新
設なので下線を付していない。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 人権政策推進の基本方針（第7条）

第3章 人権侵害からの救済体制

第1節 相談支援体制（第8条）

第2節 救済手段等（第9条—第15条）

第3節 人権オンブズパーソン（第16条—第27条）

第4章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策（第28条—第31条）

第5章 長野県人権政策審議会（第32条—第33条）

第6章 雜則（第34条—第35条）

附則

前文

- 人権は、人が生まれながらにして有する侵すことのできない権利として、すべての人に保障されなければならないという人権尊重の原理は、日本国憲法、世界人権宣言、人権に関する諸条約に共通して貫かれる普遍的な原理
- 誰もが平和のうちに生存し、個人の尊厳を守られ、人権が保障されることは日本国憲法の基本的理念。
- 本県では、平成22年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきた。
- 国は、いわゆる人権三法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消推進に関する法律）など、差別を解消するための法整備を進めてきた。
- しかしながら、人権侵害行為は容易になくならない。近年の新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生や、SNS上の誹謗中傷などにより他者の人権を侵害する行為にみられるように、その時々の社会状況など、人権の保障の危うさがしばしば露呈
- 人権を保障することは個人の尊厳とそれを維持するに必要な条件を保障すること。誰もが、他人の思いやりに頼ることなく、当然にその人らしく暮らしていける社会こそが、長野県の目指す人権が尊重される社会
- 普遍的な人権尊重の理念や重要性を県民と改めて共有し、県民とともに、人権がより尊重される社会を実現するために本条例を制定

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（人権侵害行為の禁止等）

第2条 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、差別的取扱い又は差別的言動（インターネットを通じて行うものを含む。）をしてはならない。

2 何人も、他人に対して、誹謗中傷、いじめ、虐待、ハラスメント（他人を個人として尊重しない言動によって、その者に著しい不快感、不利益又は脅威を与える行為をいう。）、プライバシーの侵害、アウティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうことをいう。）その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行うものを含む。）をしてはならない。

（県の責務）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別的取扱い、差別的言動又はその他の他人の権利利益を侵害する行為による人権侵害からの速やかな救済を図るための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との協働）

第6条 県は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。

第2章 人権政策推進の基本方針

（基本方針）

第7条 知事は、人権政策の総合的な推進を図るため、人権政策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 基本方針の位置付け
 - (2) 人権政策の基本理念
 - (3) 人権施策の方向性
 - (4) 人権教育及び人権啓発に関すること
 - (5) 人権相談支援の体制に関すること
 - (6) 人権問題における分野別施策の方向性
 - (7) 人権政策の推進体制に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第32条第1項に規定する長野県人権政策審議会（以下「人権政策審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 人権侵害からの救済体制

第1節 相談支援体制

（相談支援体制）

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民（県の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他県に關係ある者として規則で定める者をいう。以下本章において同じ。）又は県内事業者（長野県内に本店又は営業所等がある事業者）の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への必要な情報の提供及び助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
 - (3) 関係機関への通告、通報その他の通知
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援
- 2 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 3 県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために、相談に応ずる者に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第2節 救済手段等

（救済の申立て）

第2節 第9条から第15条までは全て新設条項

- 第9条 何人も、自らが人権侵害を受けたと思う場合に、第8条第1項の規定に基づく支援を経てもその解決が期待できないと認められるときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。
- 2 人権侵害を受けた者（以下「本人」という。）の家族その他の関係者は、本人の意思に反しない限り、本人に代わって申立てを行うことができる。
- 3 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、人権オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、本店、営業所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 申立ては、代理人によって行うことができる。
- 5 申立ては、当該申立てに係る人権侵害事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。
- (1) 人権侵害を受けた者又は人権侵害行為を行った者が、いずれも県民又は県内事業者ではない場合

- (2) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (3) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中の事項
 - (4) 法令（民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等をすることができる紛争に関する事項
 - (5) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出をすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関する事項
 - (6) 長野県男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年条例第 59 号）第 27 条及び第 28 条の規定による申出、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年条例第 32 号）第 18 条の規定による申出又は障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和 4 年条例第 14 号）第 26 条の規定による申立てをすることができる事項
 - (7) 行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から 1 年を経過した事項。
ただし、人権オブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (8) 現に犯罪の捜査の対象となっている事項
 - (9) 人権オブズパーソンの行為に関する事項
- 6 人権オブズパーソンは、申立てを受け付けないことを決定したときは、理由を付して当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

（人権オブズパーソンによる勧告）

- 第 10 条 人権オブズパーソンは、人権侵害行為が行われたと認められるときは、知事に対し、第 11 条又は第 12 条に規定する要請を行うように勧告することができる。
- 2 知事は、人権オブズパーソンから前項の勧告がなされた場合は、これを尊重しなければならない。
- 3 人権オブズパーソンは、人権侵害行為に県の機関が関係していると認めるときは、関係する県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう直接勧告すること（以下「是正勧告」という。）ができる。

（人権侵害行為の是正要請）

- 第 11 条 知事は、前条第 1 項による勧告を受けた場合、当該人権侵害行為を行った者及びその関係者（本条において、当該人権侵害行為を行った者を保護、指導又は監督する立場にある者をいう。）に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」という。）ができる。
- 2 知事は、是正要請の相手方に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。

（人権侵害情報等の削除要請等）

- 第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項による勧告を受けた場合、インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報をいう。）があることが明らかであり、当該インターネット上の誹謗中傷等が速やかに削除されるべきものと認めるときは、当該インターネット上の誹謗中傷等について特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 4 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対する削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による削除の要請又は通報を行ってもなお当該インターネット上の誹謗中傷等が削除されない場合で、当該インターネット上の誹謗中傷等を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該インターネット上の誹謗中

傷等の削除の要請を行うことができる。

- 3 知事は、前2項による削除の要請（以下「削除要請」という。）を行うに当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 知事は、削除要請を行ったときは、その実施状況を必要に応じて適切な時期に確認するものとする。

（意見表明）

第13条 知事は、第11条第2項に規定する報告又は第12条第4項に規定する確認を踏まえて、必要な場合には是正要請又は削除要請の相手方に対し意見を表明（以下「意見表明」という。）することができる。

- 2 知事は、前項の意見表明を行うに当たり、人権オンブズパーソンに意見を聞くことができる。

（是正要請、削除要請及び意見表明の尊重）

第14条 知事から、是正要請、削除要請又は意見表明（以下「是正要請等」という。）を受けた者は、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならない。

（公表及び報告）

第15条 知事は、是正要請等を実施したときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該是正要請等の相手方（特定電気通信役務提供者を除く。）に意見を述べる機会を与えるものとする。
- 3 知事は、是正要請等の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 4 知事は、本条の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第3節 人権オンブズパーソン

（目的及び職務）

第16条 公正かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、長野県人権オンブズパーソン（本章において「人権オンブズパーソン」という。）を設置する。

- 2 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。
 - （1） 第9条に基づく申立てを受けること。
 - （2） 第10条第1項の規定による勧告を行うこと。
 - （3） 第10条第3項の規定による是正勧告及び第24条による是正勧告後の措置を行うこと。
 - （4） 第13条第2項の規定により意見を述べること。
 - （5） 第22条の規定による調査を行うこと。
 - （6） 第26条の規定による意見公表を行うこと。
 - （7） 第27条の規定による公表及び運営状況の報告
 - （8） 申立てを受けた事案について、必要な場合に申立て人に第8条第1項の規定に基づく支援を行うこと。
 - （9） 県の機関から人権に関する相談を受け、必要な助言を行うこと。

第3節 第16条から第27条までは全て新設条項

（人権オンブズパーソンの責務）

第17条 人権オンブズパーソンは、県民の人権を擁護するため、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。また、職務に当たり表現の自由等の人権を不当に侵害しないように留意

しなければならない。

- 2 人権オブズパーソンは、申立人に不利益が生じないように、申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 3 人権オブズパーソンは、自分に利害関係のある事案については、その職務を行ってはならない。
- 4 人権オブズパーソンは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。
- 5 人権オブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(人権オブズパーソンの組織等)

第 18 条 人権オブズパーソンの定数は 5 人以内とする。

- 2 人権オブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第 16 条第 2 項に規定する人権オブズパーソンの職務を踏まえて、知事が委嘱する。
- 3 人権オブズパーソンは、任期を 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の人権オブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 人権オブズパーソンのうち 1 人を代表人権オブズパーソンとし、人権オブズパーソンの互選によってこれを定める。
- 5 代表人権オブズパーソンは、人権オブズパーソンに関する事務を総括する。
- 6 人権オブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、第 10 条第 1 項の規定による勧告、第 3 項の規定による是正勧告及び第 13 条第 2 項の規定による意見に係る職務は、あらかじめ 3 人の担当人権オブズパーソンを決め、担当人権オブズパーソンの合議により行うものとする。
- 7 第 26 条の規定による意見公表その他重要事項に関する決定については、全員の合議により行うものとする。

(事務局)

第 19 条 人権オブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、人権オブズパーソンの指示を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 第 22 条の規定に基づく調査
 - (2) 人権オブズパーソンについての広報活動等
 - (3) 前 2 号に掲げるものほか、人権オブズパーソンの運営に必要な事務
- 3 事務局には、前項第 1 号の職務を行うために、専門調査員を置くことができる。

(解嘱)

第 20 条 知事は、人権オブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他人権オブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その人権オブズパーソンを解嘱することができない。

(兼職等の禁止)

- 第 21 条 人権オブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 人権オブズパーソンは、県の行政委員会の委員又は監査委員を兼ねることができない。
- 3 人権オブズパーソンは、本県と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。
- 4 人権オブズパーソンは、前 3 項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(調査)

第 22 条 人権オンブズパーソンは、申立てを受けたときは、当該申立てに係る調査を行うことができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、第 2 条に規定する人権侵害行為又は第 30 条第 1 項に規定するインターネット上の誹謗中傷等に関して、匿名の情報提供その他独自に入手した情報等について、県民への人権侵害に該当すると認めるときは、自己の発意に基づき調査を行うことができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を、理由を付して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し速やかに通知しなければならない。
 - (1) 第 1 項の規定に基づく調査 申立人及び調査の対象とした者。
 - (2) 第 2 項の規定に基づく調査 調査の対象とした者。

(調査の方法)

第 23 条 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、県の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係者又は関係機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、専門的又は技術的な事項について調査等を行う必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

(是正勧告後の措置)

第 24 条 人権オンブズパーソンは、是正勧告を行ったときは、県の機関に対し、是正その他必要な措置について報告を求めるものとする。

- 2 人権オンブズパーソンから報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 3 人権オンブズパーソンは、前項の報告を踏まえて、是正等の措置が不十分であると認めるときは、その旨の意見を表明することができる。

(県の機関の責務)

第 25 条 県の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 県の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。
- 3 県の機関は、是正勧告又は前条による意見の表明を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(人権に関する課題についての意見公表)

第 26 条 人権オンブズパーソンは、申立ての有無にかかわらず、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する地域の社会構造上の課題について、その解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。ただし、意見を公表するに当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(公表及び報告)

第 27 条 人権オンブズパーソンは、是正勧告を実施したときは、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。

- 2 人権オンブズパーソンは、是正勧告又は意見公表の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 人権オンブズパーソンは、本条の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策

(人権教育及び人権啓発)

第 28 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

2 県は、前項の人権教育及び人権啓発の実施に当たっては、県民に対する多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養を旨として行われなければならない。

3 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

(市町村、関係団体等からの意見の聴取)

第 29 条 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等の防止)

第 30 条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止するために、次の各号に掲げることに取り組むほか、当該インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けたその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等の発信を防止するために、県民が年齢、立場等に応じてインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施すること。
- (2) インターネット上に同和地区に関する識別情報が掲示された場合であって、その削除が必要と認められるときに、当該情報について、国その他の関係機関に対する通報を行うとともに、特定電気通信役務提供者に対する削除の要請を行うこと。

(災害等の発生時における人権侵害行為の防止等)

第 31 条 県は、災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時(以下「緊急事態発生時」という。)において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、緊急事態発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 長野県人権政策審議会

(長野県人権政策審議会)

第 32 条 基本方針その他人権施策に県民の意見を反映させるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会には会長を置き、委員が互選する。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。

(会議)

第 33 条 審議会は公開で行う。ただし、議決により非公開とすることができる。

2 前項の議決があつたとき、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退去させなければならない。

- 3 部会の議事は非公開で行う。ただし、部会が認めたときは公開することができる。
- 4 非公開で行われた審議会及び部会の議事録は公表しない。
- 5 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 雜則

(財政上の措置)

第34条 県は、人権が尊重される社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。ただし、第3章第2節及び第3節の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(準備行為)

2 審議会の委員の選任のために必要な準備行為は、施行期日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 平成22年〇月〇日付けで制定されている長野県人権政策推進基本方針は、第7条第1項に規定する基本方針とみなす。

(条例の一部改正)

4 長野県附属機関条例(令和2年条例第3号)の一部改正(人権政策審議会に係る規定の削除)

5 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年条例第10号)の一部改正(委員の報酬に関する規定の修正)